

サンリッチ伊東資格取得援助制度規程

(趣旨)

第1条 職員の自己啓発、能力開発を促進し、もって地域福祉の向上を図るため、資格取得援助制度を実施する。

(適用者)

第2条 本制度の適用を受けることができる者は、次に該当する正規労働者及びパートタイム労働者（派遣及びシルバー人材センター含む）とする。

- ①勤続一年以上（退職した者は適用除外）
- ②勤務態度が良好であること
- ③今後とも引き続き施設に勤務する意思のあること（資格取得後365日を超えて勤務すること）

(援助対象資格)

第3条 本制度の対象となる資格は、当施設の業務に直接必要な資格であることが条件になります。

(費用援助の内容)

第4条 費用援助の内容は、次のとおりとする。

- ① 通信教育受講料等の援助
資格取得のための通信教育受講料（教材費含む）および合格後の実務者研修などの費用（ただし、1資格につき12万円を限度、資格取得数の制限なし）
- ② 受験料の援助
資格試験の受験料（ただし、2万円を限度）
- ③ 交通費
スクーリングおよび受験のためおよび実務者研修などに要する交通費（公共機関を利用した場合の実費を支給。ただし、1日10,000円を限度に支給する。駐車料金は1日2,000円を限度に支給する。
※ なお、当施設の業務に直接必要な資格は、看護師、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士（介護員実務者研修課程修了者含む）、社会福祉主事、管理栄養士（栄養士）、調理師、理学療法士、作業療法士、健康運動指導員、介護員初任者研修課程修了者、筋力向上指導員、衛生管理者、社会福祉施設長資格などになります。

(費用援助を受けられる者)

第5条 費用援助を受けることができる者は、資格取得の申込又は受験した者又は当該資格試験に合格した職員とする。ただし、資格取得申込をして通信教育講座等へ通わなかった場合や受験をしなかった場合には、費用の援助は行わないものとする。よって、事前に費用援助された者でこれに該当する場合には事実の確定した日から10日以内に援助費用を返還しなければ

ばならない。

(費用援助の返還)

第6条 本規程により費用の援助を受けた者のうち、資格を取得した日（登録年月日等）から365日以内に退職する場合には、援助された費用（受講料、受験料、交通費）の全額を返還しなければならない。

(費用申請の方法)

第7条 費用援助を受けようとする社員は、次の書類を添えて施設長へ申請するものとする。

- ①通信教育受講料および合格後の実務者研修などの費用の領収書(費用を事前に受けた者は後日添付)
- ②資格の合格通知の写し(費用を事前に受けた者は後日提出)
- ③交通費の明細

(費用申請の期間)

第8条 費用援助の申請は、原則として、当該資格試験に合格し資格証明書の原本を受領した日から2か月以内または当該資格取得等の申込時に行うものとする。2か月を経過してからの申請に対しては、費用援助を行わないものとする。

(利用回数)

第9条 本制度は1資格につき3回まで利用できる。

(付 則)

(付 則)

本規程は、平成21年12月10日から施行する。

本規程は、平成25年6月1日から変更する。

本規程は、平成25年11月13日から変更する。

本規程は、平成28年4月1日から変更する。

本規程は、平成29年4月1日から変更する。

本規程は、令和1年6月1日から変更する。